

院内感染に関する基本方針

東北中央病院

【院内感染に関する基本方針】

当院では、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者が同時に存在していることを前提として、医療行為における患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション（標準予防策）」の観点に基づいた医療行為を実践し、あわせて感染経路別予防策を実施します。そのために、院内感染対策委員会（以下 委員会）を組織・開催し、その活動を中心として院内での感染症の発生状況を常に把握し、院内感染が発生した事例に迅速かつ適切に対応するとともに、これらを評価し、感染対策システムの改善を行います。さらに、全職員を対象に院内感染防止策について研修を実施し、その周知・修得をはかるとともに、感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応することを目指します。また、最新の情報を取り入れたマニュアルを作成して院内感染防止のための具体的方策を実施します。

【感染症の発生状況の報告に関する基本方針】

医師は、MRSA、結核、疥癬、インフルエンザ、その他隔離を必要とする感染症が発生した場合、および特定注射用抗菌薬の使用を必要とする感染症が発生した場合は所定の書式をもって委員会に報告します。

医療安全管理者はMRSA、結核、疥癬、インフルエンザ、その他隔離のサーベイランスを委員会に報告します。

検査科はMRSA、結核、その他の細菌の検査状況および薬剤感受性情報を委員会に報告します。

薬剤部は抗生物質の使用量、抗生物質使用届出状況を委員会に報告します。これらの情報は委員会を経て院内に公示します。

【院内感染発生時の対応に関する基本方針】

職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合にはただちに所定の書式をもって委員会に通報します。委員会は詳細の把握に努め、必要な場合には緊急委員会の招集を行い、対策に介入し、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される診断及び届出の手続きについて担当医師に助言指導します。新感染症、指定感染症などについては、事前に当院としての対応策を策定し、発生に備えます。特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、村山保健所と連携を取って対応します。

【院内感染防止のための職員に対する研修に関する基本方針】

委員会は、入職時1ヶ月以内に院内感染防止のための初期研修を行います。また、全職員を対象に研修会を年2回以上定例開催します。この研修会では院内感染対策のための基本的考え方および具体的方策について周知徹底を行うことで、個々の職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図るものとします。さらに、委員会は、必要な場合に、個別、部署単位、全職員を対象に研修会を開催します。

【当指針の閲覧】

当指針は、当院ホームページにて閲覧可能となっており、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じます。

【院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針】

職員に当院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた院内感染予防対策マニュアルを配布していますので、職員はマニュアルに基づいて感染対策を実施します。感染対策上の疑義が解消できない場合は、委員会が回答します。なお、委員会は最新の院内感染対策を取り入れ、適時マニュアルを改訂します。また、3年を目安に定期的にマニュアル全般の改訂を行います。